

第2章 引取業者の実務概要

1. 引取業者の役割

役割1 装備・預託確認の実施

使用済自動車を引き取る際は、実車および自動車検査証等の車台番号を確認し、フロン類（エアコン）、エアバッグ類の装備の有無を確認（装備確認）のうえ、リサイクル料金が預託されているかの確認（預託確認）を行う必要があります。

※ リサイクル料金が未預託または不足の場合は使用済自動車を引取りできませんので、その分の預託に必要な実務を行ってください。

役割2 使用済自動車の引取りと引取報告の実施

使用済自動車の引取りを求められた時は、ゴミの混入等の正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。

使用済自動車を引き取った時は、車台番号を確認して、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

役割3 引取証明書の交付

使用済自動車を引き取った時は、最終所有者に対し、引取証明書を交付する必要があります。

役割4 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

使用済自動車を、都道府県知事または保健所設置市長の登録・許可を受けたフロン類回収業者または解体業者（フロン類がない場合）に引き渡す必要があります。

使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

※ 引渡しの時は、使用済自動車とリサイクル券等をあわせて引き渡してください。

役割5 使用済自動車が確実に解体された事実を確認し、最終所有者へ通知

使用済自動車が確実に解体され永久抹消登録等・自動車重量税還付申請手続きが可能になった時点（※）で、最終所有者にその旨の連絡を行う必要があります。（申請手続きを従来どおり引取業者が代行することも想定されます）

※ 原則として破砕業者の引取報告完了後に、情報管理センターから電子マニフェストシステム上で引取業者へ通知されます。



以上の役割を果たさなかった場合、都道府県知事等からの勧告・命令を受けたり、引取業者の登録を取り消される場合があります。

引取業者の業務に関連するマニュアル

役割1・4：架装物判別ガイドライン

●引取業者の業務の流れ

1 ～ 9 の順序で実務を行います

➡ 物の流れ ➡ 情報の流れ

